

西別府町宅地 公募実施要領 (申込説明書)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ・ 受付開始 | 令和6年12月 9日 (月) |
| ・ 「所有権分譲」 受付締切 | <u>令和6年12月16日 (月)</u> |
| ・ 「定期借地権設定による貸付」 受付締切 | <u>令和6年12月23日 (月)</u> |
| ・ 公開抽選 | 令和7年 1月14日 (火) |
| ・ 随時募集 (先着順受付) 開始 | 令和6年12月27日 (金) |

※ 「所有権分譲」の受付締切日と「定期借地権設定による貸付」の受付締切日が異なりますのでご注意ください。

【問い合わせ先・申込み受付場所】

鹿児島市管財課 (鹿児島市役所 本館3階)

電話 099-216-1158

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

鹿児島市ホームページ URL (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>)

(トップページ > 市政情報 > 市有地売却・未利用地情報 > 市有地の売却物件 > 西別府町宅地公募 (所有権分譲・定期借地権設定による貸付))

目 次

・	物件一覧表	1 ページ
・	市有地区画図	2 ページ
1	公募、抽選、契約の流れ	3～4 ページ
2	公募物件	5 ページ
3	申込者の資格	5 ページ
4	公募申込から受付まで	5～6 ページ
5	申込の資格確認	6 ページ
6	申込状況	6 ページ
7	公開抽選の日時及び会場	6～7 ページ
8	譲受人、借受人の決定等	7 ページ
9	譲受人又は借受人への通知と契約の締結	7～8 ページ
10	その他	8 ページ
・	物件概要等	9～13 ページ
・	申込書等	14～21 ページ
・	(参考) 印紙税額表、登録免許税額	22 ページ

物件一覧表（所有権分譲または定期借地権設定による貸付 1区画）

○所在地：西別府町

区画番号	地番	面積		分譲価格(円)	分譲代金支払関係 (円)		定期借地権関係 (円)			
		(㎡)	(坪)		契約保証金	残金	貸付料月額	貸付料年額	敷金	保証金
8	3260番49	256.36	77.54	13,055,000	652,750	12,402,250	13,301	159,612	79,806	1,958,250

※所有権分譲の場合、分譲価格から契約保証金を差し引いた残金は、契約締結日から60日以内に支払う必要があります。

市有地区画図



パスコ及びGeoTechnologiesのCopyright

1 公募、抽選、契約の流れ

1 公募書類配布

- 期間 令和6年12月2日（月） から12月23日（月）まで
※土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで
- 場所 鹿児島市管財課
(鹿児島市のホームページからもダウンロードできます。)

2 物件の確認

- 必ず現地を確認し、諸条件を了承のうえお申し込みください。

3 公募申込受付 (詳細は5～6ページ)

※詳細については、ご案内のページをご覧ください。以下同じです。

- 所有権分譲での申込みを優先とします。
所有権分譲の申込期間の終了時点で、同一区画に所有権分譲と定期借地権設定による貸付の申込みがあった場合、定期借地権設定による貸付での申込みは失効します。
- 期間 令和6年12月9日（月） から
 - ・ 所有権分譲の申込み 12月16日（月）まで
 - ・ 定期借地権設定による貸付の申込み 12月23日（月）まで土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで

※ 所有権分譲と定期借地権設定による貸付での申込み締切日が異なりますので、ご注意ください。

- 場所 鹿児島市管財課 (鹿児島市役所本館3階)

4 公開抽選 (詳細は6～7ページ)

- 申込者が複数の区画について行います。
- 日時 令和7年1月14日（火） 午後2時から
- 会場 鹿児島市役所本館3階 工事入札室

5 譲受人又は借受人の決定 (詳細は7ページ)

6 契約通知書等送付 (詳細は7～8ページ)

- 譲受人及び借受人に対しましては、資格確認を経て、申込期間終了後又は抽選後に、「契約通知書（様式第5）」を送付します。

7 契約締結（詳細は7～8ページ）

- 契約通知を受けた譲受人・借受人が契約者となります。他の方に変更はできません。
- 期限 「所有権分譲」、「定期借地権設定による貸付」共通
「契約通知書（様式第5）」（18ページ）を受領した日から5日以内
- 場所 鹿児島市管財課（鹿児島市役所本館3階）

8 売買代金等の納入（詳細は7～8ページ）

- 期限 納入通知書により指定した期日（契約の翌日から60日以内）

9 登記手続き（詳細は8ページ）

- 売買代金又は保証金の納入確認後、市が法務局へ登記手続きを行いますので、登録免許税をお預かりします。
- 期限 売買代金又は保証金の納入後（契約締結時にお預かりすることもできます。）

2 公募物件

公募物件の概要は、物件一覧表（1 ページ）、市有地区画図（2 ページ）、物件概要等（9～13 ページ）のとおりです。

3 申込者の資格

次のいずれかに該当する方は今回の公募に申し込むことはできません。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）に定める制限行為能力者
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産者であって復権を得ていない者
- (3) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (4) 暴力団対策法第2条第2号の暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用しようとする者
- (9) 宅地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しようとする者
- (10) 鹿児島市税を滞納している者

4 公募申込から受付まで

公募物件を申し込む方は、所有権分譲の場合、「普通財産譲渡申込書（様式第13）」（19 ページ）を、定期借地権設定による貸付の場合、「公有財産貸付申込書（様式第10）」（20 ページ）に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えてお申し込みください。

なお、所有権分譲での申込みを優先としますので、所有権分譲の申込期間の終了時点で、同一区画に所有権分譲と定期借地権設定による貸付の申込みがあった場合、定期借地権設定による貸付での申込みは失効します。

※ 定期借地権設定による貸付は、借地借家法第22条に基づき、建物の建築又は所有を目的としたものに限られます。そのため、駐車場など建物の建築又は所有以外の用途ではお貸しすることができません。

(1) 受付等

- ① 場所：鹿児島市管財課
- ② 期間：令和6年12月9日（月）から

・所有権分譲の申込み

12月16日（月）まで

・定期借地権設定による貸付の申込み 12月23日(月)まで
※土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 添付書類

- ① 個人：住民票の写し (マイナンバー(個人番号)が記載されていないもの)
法人：法人登記簿謄本又は登記事項証明書
※発行日から3ヵ月以内のもの(コピー不可)
- ② 物件確認書(様式第1)(14ページ)
- ③ 市税納入状況確認承諾書(様式第2)(15ページ)

(3) その他

- ① 所有権分譲と定期借地権設定による貸付での申込み締切日が異なりますので、ご注意ください。
- ② 郵送では受け付けません。申込者ご本人か、申込内容について説明できる方が直接ご持参ください。
- ③ 引渡しは現状引渡しとなりますので必ず事前に現地を確認し、法令等に基づく規制や諸条件等について、建築指導課等関係機関へ問い合わせる等の調査を行ってください。なお、現物と物件概要等の数量等が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことは出来ません。
- ④ 共有名義を希望する方は、共有者全員の連名で申し込んでください。

5 申込の資格確認

申込みをされた方のうち、抽選になる方には、資格確認後「西別府町宅地公募申込資格確認通知書(様式第3)」(16ページ)により確認結果を通知します。

申込者が一人である等、抽選にならない方には、資格確認後「契約通知書(様式第5)」(18ページ)を発送します。

6 申込状況

申込状況は、鹿児島市ホームページに掲載します。

7 公開抽選の日時及び会場

複数の申込みがあった場合は、抽選により譲受人又は借受人を決定します。

当日、ご来場の際は、事前に送付しております「西別府町宅地公募申込資格確認通知書(様式第3)」(16ページ)をご持参ください。

(1) 日 時 令和7年1月14日(火) 午後2時から

(2) 会 場 鹿児島市役所 本館3階 工事入札室

(3) 抽選の方法

抽選は、公正を期すため公開抽選とします。なお、抽選会への出欠は、当落に影響ありません。

(4) 抽選結果の通知等

抽選結果については、申込者に「西別府町宅地公募公開抽選結果通知書(様式第4)」(1

7ページ)を送付し、通知します。
また、鹿児島市ホームページにも掲載します。

8 譲受人、借受人の決定等

(1) 譲受人、借受人の決定

① 所有権分譲の申込みの場合

- ・申込者が一人の場合は、その申込者を所有権分譲の譲受人とします。
- ・複数の申込者がある場合は抽選を行い、譲受人又は補欠者（3人以内）を選定します。
- ・譲受人が契約を締結しない場合は、補欠者を順次繰り上げて譲受人とします。
申込みがない場合等は、先着順の随時募集の区画として再募集します。

② 定期借地権設定による貸付の申込みの場合

- ・申込者が一人の場合は、その申込者を定期借地権設定による貸付の借受人とします。
- ・複数の申込者がある区画は抽選を行い、賃借人又は補欠者（3人以内）を選定します。
- ・賃借人が契約を締結しない場合は、補欠者を順次繰り上げて賃借人とします。
申込みがない場合等は、先着順の随時募集の区画として再募集します。

※所有権分譲の申込終了時点で、同一区画に所有権分譲と定期借地権設定による貸付の申込みが重複した場合、所有権分譲の申込みを優先するため、定期借地権設定による貸付での申込みは失効します。

③ 契約者について

譲受人又は借受人が契約者となります。（他の方に変更はできません。）
「契約者」と「建物の所有者」は同一人である必要があります。

9 譲受人又は借受人への通知と契約の締結

譲受人又は借受人に対しては、「契約通知書（様式第5）」（18ページ）を送付します。
通知を受けた譲受人又は借受人は、契約に必要な書類等を下記の期限までに、鹿児島市管財課まで持参し契約を行ってください。

※下記の期限までに契約を締結しなかった場合は、当選の権利は失効し、補欠者を繰り上げて譲受人又は賃借人として選定します。補欠者がいない場合は先着順の随時募集の区画として再募集します。

(1) 所有権分譲の場合

① 契約期限

「契約通知書（様式第5）」（18ページ）を受領した日から5日以内

② 必要書類等

ア. 実印 イ. 印鑑証明書 ウ. 契約書に貼付する収入印紙 エ. 契約保証金

③ 売買代金等

契約の際に「物件一覧表」（1ページ）記載の契約保証金を納付していただきます。（契約時に売買代金を一括払いする場合は、契約保証金は不要です。）

また、契約締結後、60日以内に売買代金の残金をお支払いただきます。（契約保証金は、売買代金に充当します。）

残金のお支払いの完了をもって土地の引き渡しとなります。

(2) 定期借地権設定による貸付の場合

① 契約期限

「契約通知書（様式第5）」（18ページ）を受領した日から5日以内

② 必要書類等

ア. 実印 イ. 印鑑証明書（契約者及び連帯保証人） ウ. 契約書に貼付する収入印紙
エ. 敷金

③ 保証金等

借受人は、契約締結時に「物件一覧表」（1ページ）記載の敷金をお支払いただきます。また、契約締結後60日以内に保証金をお支払いただきます。

土地の引き渡しは、令和7年2月1日（土）を予定しており、引き渡し日より貸付料が発生します。

※契約締結日等により変更となることがあります。

※契約手続きについての詳細は、契約通知書送付時にお知らせします。

(3) 登記手続き・登録免許税

① 所有権分譲の場合

売買代金の納入確認後、市が法務局へ「所有権移転登記」の手続きを行います。下記の書類等をご提出ください。

- ・納入通知書の領収書の写し
- ・登録免許税（登録免許税額は別途お知らせします。計算方法は22ページを参照。）

② 定期借地権設定による貸付の場合

定期借地権設定による貸付の場合は、「賃借権設定登記」をすることができます。保証金の納入確認後、市が法務局へ登記手続きを行います。下記の書類等をご提出ください。

- ・保証金の領収書の写し
- ・登記依頼書（様式第6）（21ページ）（定期借地権設定による貸付の場合のみ）
- ・登録免許税（登録免許税額は別途お知らせします。計算方法は22ページを参照。）

※ いずれの場合も、登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は申込者の負担となります。

10 その他

公募で申込の無かった区画や、申込終了後に辞退等で空いた区画等については、12月27日（金）からの随時募集で先着順に受け付けます。詳細につきましては、12月27日（金）に公表を予定しています。

物 件 概 要 等

1 登記簿に記録された事項

土 地		
表題部に関する事項		
「物件一覧表(1ページ)」のとおり。		
所有権に関する事項(甲区)		所有権以外の 権利に関する 事項(乙区)
名 義 人	所有権に 係る権利に 関する事項	
氏 名 鹿児島市 住 所 鹿児島市山下町11番1号	な し	な し

2 法令に基づく制限の概要

(1) 都市計画法・建築基準法に基づく制限

① 都市計画法 市街化区域

② 建築基準法

ア 用途地域 第1種低層住居専用地域

イ 建築面積の限度(建ぺい率制限) 50%

ウ 延べ面積の限度(容積率制限) 80%

エ 敷地は幅員約5mの舗装済公道に接しています。

オ 私道の変更又は廃止制限 公道につき該当しない。

(2) (1)以外の法令に基づく制限 無し

3 私道に関する負担等に関する事項 無し

4 飲用水・電気及びガスの供給並びに排水施設の整備状況

直ちに利用可能な施設	
飲用水	鹿 児 島 市
電 気	九 州 電 力 株 式 会 社
ガ ス	日 本 ガ ス 株 式 会 社
排 水	汚水・雑排水・・・ 鹿児島市
	雨 水 …… 側 溝
備 考	鹿児島市給水条例に基づく給水負担金が必要です。

5 引渡し時の形状・構造 現状有姿渡し

6 造成宅地防災区域内か否か 造成宅地防災区域外

- 7 土砂災害警戒区域内か否か 土砂災害警戒区域内
- 8 津波災害警戒区域内か否か 津波災害警戒区域未設定
- 9 洪水浸水想定区域内か否か 洪水浸水想定区域外
- 10 その他条件等

1	地耐力（地盤）補強費用	建物の建築にあたって、地盤補強が必要となった場合の費用は、譲受人（又は借受人）の負担となります。
2	電柱・支線等の取り扱い	①電柱・支線等の占用物件について、所有者（九州電力）と手続きをし、電柱敷地料を受領してください。 ②敷地外への移設はできません。 ※連絡先 九州電力送配電株式会社 0800-777-9449
3	擁壁の境界の取り扱い	①東側隣地(3260-96)へ擁壁の一部が越境しており、隣接地の所有物となります。 ②南側隣地(3260-48)の擁壁の一部が本地へ越境していますが、本地の所有物となります。
4	契約不適合責任	買主は、本契約締結後、売買物件が契約内容に適合しない（権利の不適合を含む）ものであることを発見しても、追完請求権の行使、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。ただし、買主が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、引渡しの日から2年間は、この限りではないものとします。なお、売主の責任の範囲は、売買代金の額を限度とします。

11 定期借地権設定契約の内容

1	土地の権利	賃借権
2	借地権の種類	借地借家法第22条に基づく一般定期借地権
3	契約期間	52年間 ※借地権譲渡の場合、当初契約の残っている期間を引き継ぎます。
4	定期借地権の特約	①契約期間満了後の契約更新はありません。 ②建物の再築等による存続期間の延長はありません。 ③建物の買取請求権はありません。
5	土地の使用目的	建物の建築又は所有
6	貸付料	①月額13,301円 ②当月分を当月末支払。又は、当該年度分の一括前払。 ③市が発行する納付書又は口座振替（鹿児島銀行のみ）によ

		<p>る支払となります。</p> <p>④納付書は1年度分を毎年4月に送付します。</p>
7	貸付料の改定方法	<p>市は、貸付料を改定することができます。</p> <p>①3年間の消費者物価指数の変動を基にした物価変動率により改定します。</p> <p>②次回改定は、令和9年4月です。</p> <p>③詳細は、鹿児島市星ヶ峯五丁目及び西別府町宅地貸付料等改定要領に基づきます。</p>
8	保証金	<p>①保証金額1,958,250円</p> <p>②住宅ローン等の融資を受ける場合で、事前に市の承諾を受けた場合に限り、保証金返還請求権に質権設定ができます。</p> <p>③契約が終了し、土地を返還した後にお返します。お返しするときに利息はつきません。なお、本契約にかかる未払債務額がある場合は、差し引いてお返します。</p>
9	敷金	<p>①敷金79,806円</p> <p>②質権等の担保権設定はできません。</p> <p>③契約が終了し、土地を返還した後にお返します。お返しするときに利息はつきません。なお、本契約にかかる未払債務額がある場合は、差し引いてお返します。</p>
10	借地権の譲渡	<p>事前に市の承諾を得た上で、借地権を第三者に譲渡できます。</p> <p>①借地権、建物の所有権、保証金返還請求権及び敷金返還請求権を分離して譲渡することはできません。</p> <p>②契約書等の書面で、第三者に借主の地位を承継させる必要があります。</p>
11	借地権の転貸	<p>原則として、転貸はできません。</p>
12	借地権の相続	<p>相続が発生したときは、市に通知してください。</p> <p>①借地権、建物の所有権、保証金返還請求権及び敷金返還請求権をそれぞれ別の者が相続することはできません。</p> <p>②建物を共有で相続する場合は、借地権も準共有で相続し、名義人は同じ人としてください。</p>
13	期間内解約	<p>①借主に責任がない理由で、建物が滅失した場合等には、解約の申し入れができます。</p> <p>②やむを得ない理由により解約を申し出る場合は、解約をしようとする日の1年前までに申し入れを行い、市が認めた場合は、解約できます。</p>

14	建物完成時の届出	建物が完成(増改築を含む)し、建物の登記をしたときは、建物の登記事項全部証明書を提出してください。
15	建物の増改築等	増改築又は再築を行う場合は事前に市の承諾が必要です。
16	建物の賃貸(借家)	建物の賃貸をするときは、建物の借主に対して、定期借地権が期間満了により終了する年月日を契約書に記載する等書面で告知し、その旨をすぐに市に通知してください。
17	契約終了時の借主の義務 (原状回復義務)	契約期間の満了、契約解除、解約により契約が終了する場合は、建物や工作物等を解体・撤去し、元の状態(市が最初に貸付をした状態)に戻したうえで、返還してください。なお、この費用は借主の負担となります。
18	本契約に係る各登記費用	賃借権の設定登記をすることができます。また、借地権譲渡の際に賃借権の設定登記がなされている場合は、移転登記は必ずしなければなりません。登記にあたって必要となる登録免許税等の費用は、借主等の負担となります。 (参考)登録免許税額＝土地の固定資産税評価額×1% ※当初の賃借人が賃借権設定登記を行わなかった場合は、以降、定期借地権の譲渡や相続等をしたときに、譲り受けた方は登記(賃借権移転登記)ができません。
19	契約の解除に関する事項	借主が、本契約の各条項に違反した場合、市は本契約を解除することがあります。
20	事前承諾事項	次のことについては、事前に市に書面で通知し、承諾を得ることが必要です。 ア 借地権を譲渡するとき。 イ 借地権に担保権等の権利を設定するとき。 ウ 建物を譲渡するとき。(共有にするときを含む) エ 建物に抵当権等の担保権の登記をするとき。 オ 建物等の増改築又は再築を行うとき。 カ 土地の現状及び形質を変更するとき。(擁壁の撤去等)
21	市への通知事項	次のことがあったときは、すぐに市に書面で通知してください。 ア 住所、氏名、電話番号等に変更があったとき。 イ 建物の全部又は一部の所有権の変動があったとき。 ※この場合は、借地権、保証金返還請求権及び敷金返還請求権を併せて譲渡する必要があります。
22	土地の購入 (買取オプション)	契約期間中に土地を買い取ることができます。 当初譲渡価格は、13,055,000円

23	譲渡価格の改定	<p>①3年間の基準地価格の変動を基にした地価変動率により改定します。</p> <p>②次回改定は、令和9年4月です。</p> <p>③詳細は、鹿児島市星ヶ峯五丁目及び西別府町宅地貸付料等改定要領に基づきます。</p>
24	連帯保証人について	<p>①契約に際しては連帯保証人が必要となります。</p> <p>②連帯保証人に対しては、借主から契約の内容を十分に説明し、理解してもらったうえで契約してください。</p> <p>③未婚の未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人等は連帯保証人になれません。</p>
25	注意を要する事項 (共有について)	<p>建物を共有で所有する場合は、借地権も準共有とし、名義人は同じ人としてください。</p> <p>例／建物が夫婦共有の場合は、借地権も夫婦の準共有で契約してください。</p>

11 その他

以下の書類が必要な場合は、鹿児島市管財課(099-216-1158)までお問い合わせください。

- ① 図面(地積測量図)
- ② 貸付料及び譲渡価格の改定方法について
- ③ 鹿児島市星ヶ峯五丁目及び西別府町宅地貸付料等改定要領

(様式第1)

物 件 確 認 書

令和 年 月 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央 殿

(申込者) 住 所
氏 名

鹿児島市有地の売買契約に係る普通財産譲渡申込において、私が譲渡申込をする下記物件の法令に基づく規制、現状及びその他諸条件について十分確認いたしました。

よって、後日これらの事項について鹿児島市に対し、一切異議、苦情等の申し立ては行いません。

記

区画番号	所 在 地

(注意事項)

共有名義で申し込む場合は、申込者欄に各名義人を連記してください。

(様式第2)

市税納入状況確認承諾書

鹿児島市が行う西別府町宅地の公募申込に必要な資格の確認のため、私の市税等の納入状況について、管財課において確認することを承諾します。

令和 年 月 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央 殿

住所

氏名

※この承諾書は、納税証明書の添付を省略するために提出いただくもので、納入状況の確認結果は、鹿児島市が行う西別府町宅地の公募申込に必要な資格の確認以外の目的には使用しません。

(注意事項)

共有名義で申し込む場合は、名義人ごとに1通提出してください。

(様式第3)

見 本

西別府町宅地公募申込資格確認通知書

管財 第 号
令和 年 月 日

様

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

先に申込みのあった西別府町宅地の公募申込に必要な資格について確認しましたところ、公募申込に必要な資格を満たしているものと確認いたしましたので通知します。

記

1 区画番号、申込区分等

区画番号	面積	申込区分

2 申込番号 _____

3 公開抽選の日時及び会場

- (1) 日 時 令和7年1月14日(火) 午後2時から
- (2) 会 場 鹿児島市役所 本館3階 工事入札室
- (3) その他 当日、来場の際は、本通知書をご持参ください。

4 その他

抽選会の出欠は、当落に影響ありません。

(問い合わせ先)

鹿児島市 管財課 財産マネジメント推進係
TEL 099-216-1158

(様式第4)

見 本

西別府町宅地公募公開抽選結果通知書

管財 第 号
令和 年 月 日

様

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

令和7年1月14日に実施した、西別府町宅地公募に係る公開抽選の結果は下記のとおりとなりましたので、通知します。

記

1 抽選結果

抽選結果	
申込番号	
申込区画番号	

(問い合わせ先)

鹿児島市 管財課 財産マネジメント推進係
TEL 099-216-1158

(様式第5)

見 本

契約通知書

管財 第 号
令和 年 月 日

様

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

あなたは、西別府町宅地の公募申込みに必要な資格を満たしており、今回実施した西別府町宅地公募の結果、所有権分譲の譲受人・定期借地権設定による貸付の借受人に決定しましたので今後の契約手続きについて下記のとおり通知します。

記

1 決定区画について

区画番号	面積	申込区分	分譲価格・貸付料年額
	m ²		円

2 契約について

(1) 契約期限

令和7年 月 日 ()

(2) その他

契約締結期限までに、契約に必要な次の書類等を鹿児島市管財課にご持参いただき、契約を締結してください。なお、契約にあたっては、契約保証金・敷金等の納入がありますので、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後2時までの間にお越しく下さい。

(お手数ですが、前日までにお時間等についてご連絡ください。)

上記の契約期限までに契約しなかった場合は、当選の権利は失効します。

(契約に必要な書類等)

所有権分譲の場合・定期借地権設定による貸付の場合

2 その他

手続きについてご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

鹿児島市 管財課 財産マネジメント推進係

TEL 099-216-1158

様式第13

普通財産譲渡申込書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申込者 住所

氏名

電話

次のとおり普通財産を買い受けたいので、市の関係条例、関係規則を遵守のうえ申し込みます。

財産の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 工作物		
所在地	鹿児島市西別府町3260番49		
地目又は構造	宅地	数量	256.36㎡
申込理由	宅地購入のため		

様式第10

公 有 財 産 貸 付 申 込 書

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

申 込 者 住 所

氏 名

電 話

(連 帯 保 証 人) 住 所

氏 名

電 話

次のとおり、公有財産の貸付けを受けたいので申し込みます。なお、貸付けを受けた場合は、市の関係条例、関係規則及び指示事項を守るとともに、貸付けに伴うすべての債務及び貸付契約に定める義務を履行します。

財 産 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 普通財産 <input type="checkbox"/> 行政財産			
申 込 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 (年 月 日 貸付契約)			
借 受 財 産	財 産 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 工作物	名 称	西別府町宅地
	所 在 地	鹿児島市西別府町3260番49		
	地目又は構造	宅地	数 量	256.36㎡
借 受 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
借 受 目 的	建物建築のため			

(様式第6)

登記依頼書

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

申込者住所

氏名

電話

令和 年 月 日に鹿児島市と締結（確認）した定期借地権設定契約に基づき、
賃借権設定等の登記を依頼します。

土地の所在（地番）	鹿児島市西別府町3260番49	
借地権の存続期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
依 頼 事 項	1	賃借権設定
	2	その他（ ）
備 考		

(注1) 登記に要する費用は、全て申込人が負担すること。

(注2) 契約が終了した際は、申込人の費用で登記を抹消すること。

(参 考)

印紙税額表

契約書の種類	印紙税額
定期借地権設定契約書	200円
土地売買契約書	契約金額が 1千万円を超え、5千万円以下 : 10,000円

※上記の土地売買契約書に係る印紙税額は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成されるものについて定められたものです。

登録免許税額

(所有権移転)

課税標準額 × 1.5% (令和8年3月31日までの税率)

(賃借権設定)

課税標準額 × 1.0%

※課税標準額は、通常市町村の固定資産税課税台帳に登録された価格（評価額）が使われます。